

ぐんま芸術文化創造事業補助金取扱要領

1 目的

この要領は、ぐんま芸術文化創造事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に当たり必要な事項を定める。

2 補助対象外となる事業

次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。

(1) 要綱に定める補助金以外の県補助金等（県費補助、県関係団体の助成等）の交付を受ける場合。

なお、文化を担う人づくり事業及びボーダレスな地域創造事業では、国庫補助の交付を受ける場合も対象外とする。

(2) 専ら営利を目的とする場合

(3) 特定の政治または宗教活動を行う場合

(4) 企業、職能団体等の団体内の活動である場合

なお、新たな価値の創出事業では（2）の該当を認める。

3 補助対象事業者の要件

補助事業を行うものは、特定非営利活動法人等の民間団体（実行委員会形式を含む）とし、次の各号の条件に適合するものとする。

(1) 県内に所在または活動の本拠を有すること。

(2) 団体の規約、定款、寄付行為等、組織運用上のルールがあること。

(3) 代表者が明確であること。

(4) 事業を適正に執行できると認められること。

(5) 自助努力による資金確保に努めており、会計経理が明確であること。

(6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている者

カ 暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利

用している者

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者補助事業を行うものは、団体とし、次の各号の条件に適合するものとする。

なお、文化を担う人づくり事業及びボーダレスな地域創造事業は、特定非営利活動法人又は民間団体（実行委員会形式等含む。）の申請に限る。

(7) 実行委員会形式で新たな価値の創出事業を申請する場合は、市町村が構成員であること。その他団体の場合は、市町村との覚書を交わしていること。

4 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、事業の実施に必要な不可欠な直接的経費と認められるものうち、別表に掲げるものとする。

5 採択事業の基準

(1) 補助事業の採択にあたっては、次のような観点から総合的に判断するものとする。

- ・既存活動の継続でなく、新たな視点による取組であるもの
- ・事業効果が特定の団体や関係者、年代にとどまらず、多様な人々や地域に波及する見込みがあるもの
- ・他分野との協働を通じて、新しい価値創造を目指すもの
- ・長期的な視点を持ち、持続可能な展開を想定するもの

(2) 補助事業に事業収入及び市町村補助等が生じる場合、補助対象経費から除外しないが、補助対象経費から事業収入及び市町村補助等を差し引いた額が補助金の交付決定額を下回るときは、当該差し引いた額を補助金として交付する。

(3) 長期的視点による活動を促進するため、複数年度の申請を行う場合は、当該申請年度を含む3年間の計画を申請時に提出すること。

また、初年度の申請事業が採択となった場合でも、自動的に次年度以降の補助金交付が確約されるものではない。前年実績の内容を踏まえ、年度毎に交付の採否を審査するため、次年度以降も改めて交付申請を提出すること。

6 変更申請

要綱第8条に規定する変更とは、事業目的、内容、実施方法等の大幅な変更及び補助金交付決定額の30%以上の変更が生じる場合とする。

7 概算払い

要綱第11条第1項に規定する概算払いの額は、交付決定額の3分の2を上限とする。

8 端数処理

補助金の交付決定額及び確定額に、1,000円未満の端数金額が生じた場合には、これを切り捨てて処理するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年7月22日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年4月1日から施行する。